

公共工事の入札及び契約の適正化の 促進に関する法律（概要）

1 目 的

国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達を図る。

2 入札・契約適正化の基本となるべき事項

公共工事の入札・契約は、次の事項を基本とし、適正化を図るものとする。

- ・ 入札・契約の過程、内容の透明性の確保
- ・ 入札・契約参加者の公正な競争の促進
- ・ 不正行為の排除の徹底
- ・ 公共工事の適正な施工の確保

3 すべての発注者に対する義務付け措置

（１）毎年度の発注見通しの公表

発注者は、少なくとも毎年度２回、建設工事（予定価格が２５０万円を超えないもの及び行為を秘密にする必要があるものを除く。）の発注見通し（工事の名称、場所、期間、入札時期等）を公表しなければならない。

（２）入札・契約に係る情報の公表

発注者は、契約後、建設工事（予定価格が２５０万円を超えないもの及び行為を秘密にする必要があるものを除く。）の入札・契約の過程（入札参加者の資格、入札者・入札金額、指名理由、落札者・落札金額等）及び契約の内容（契約の相手方、工事の名称、場所、期間、契約金額等）を公表しなければならない。

（３）不正行為等に対する措置

発注者は、談合があると疑うに足りる事実を認めた場合には、公正取引委員会に対し通知しなければならない。

発注者は、一括下請負等があると疑うに足りる事実を認めた場合には、建設業許可行政庁等に対し通知しなければならない。

（４）施工体制の適正化

公共工事においては、一括下請負（丸投げ）は全面的に禁止する。

受注者は、発注者に対し施工体制台帳の写しを提出しなければならないものとし、発注者は施工体制の状況を点検しなければならない。

受注者は、施工体系図を工事関係者の見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

4 適正化指針

(1) 指針の概要

指針においては、入札・契約適正化の基本となるべき事項に従って、次の事項を定めるものとする。

- ・ 入札・契約の過程、契約の内容に関する情報の公表に関すること。
- ・ 入札・契約の過程等について、学識経験者等の第三者の意見を反映させる方策に関すること。
- ・ 苦情処理の方策に関すること。
- ・ 入札・契約の方法の改善に関すること。
- ・ 工事の施工状況の評価に関すること。
- ・ 指名停止等のペナルティの厳正な運用に関すること。
- ・ 施工体制の把握の徹底に関すること。
- ・ その他入札・契約の適正化のための必要な措置に関すること。

(2) 発注者の責務

発注者は、指針に基づき入札・契約の適正化を推進するものとする。

(3) 指針のフォローアップ

国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、発注者による措置状況を把握・公表するとともに、特に必要のあるときは改善の要請を行うものとする。

5 国による情報の収集、提供等

国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、入札・契約の適正化の促進に資する情報の収集、提供等に努めるものとする。

国、特殊法人等及び地方公共団体は、その職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令、施工技術に関する知識の習得等に努めるものとする。

国土交通大臣及び都道府県知事は、建設業者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及等に努めるものとする。

6 施 行

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）は平成13年2月16日から施行し、平成13年度の入札・契約から適用することとする。

法律に関する問い合わせ先

岐阜県経営管理部工事検査課入札制度担当（内線2291）

” 建設管理局建設管理政策課契約管理係（内線3647）